

認定基準の改正案及び診断書改訂案
(たたき台)

D 知的障害（精神遅滞）

- (1) 知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいう。
- (2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であつて、また、会話による意志の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに一部援助が必要であつて、また、会話による意志の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの
3 級	知的障害があり、労働が著しい制限をうけるもの

- (3) 知的障害（精神遅滞）の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する必要がある。
- (4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。
- (5) ディケアや授産施設、小規模作業所などに参加する者、あるいは保護的配慮のある事業所で雇用契約による一般就労をしている者は、援助や配慮のもとで労働に従事しているものであり、そのような労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、従事している期間、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意志疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断すること。

E 発達障害

- (1) 発達障害とは、発達過程において何らかの原因によって、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が阻害された状態をいう。基本的には、脳の機能的な問題が原因で起こるもので、知的障害、広汎性発達障害（自閉症・アスペルガー症候群・高機能自閉症）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、学習障害（LD）などがある。
- (2) 発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。

また、発達障害と合併精神障害があるときは、主症状を基礎として総合的に判断する。

(3) 自閉症やアスペルガー症候群は、20 歳前に発症する疾患であるが、初めて受診した日が 20 歳以降であった場合は、当該受診日を初診日とする。

(4) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	発達障害があり、コミュニケーション能力が欠如しており、また、著しい異常行動がみられるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	発達障害があり、コミュニケーション能力が乏しく、また、異常行動がみられるために、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの
3 級	発達障害があり、コミュニケーション能力が不十分で、また、社会行動に問題がみられるため、労働が著しい制限を受けるもの